

# 有限責任中間法人日本小児歯科学会認定

## 小児歯科専門医制度について

有限責任中間法人日本小児歯科学会  
専門医認定委員会

平成14年3月29日付けの厚生労働省告示158号第26号関係におきまして、専門医の広告に関する基準・手続きが公表され、平成14年4月1日から「専門医の広告」のみが可能となりました。ご承知のように平成18年3月24日付けで厚生労働省より有限責任中間法人日本小児歯科学会は専門医申請団体としての許可を受け、「小児歯科専門医」の広告が可能となりました。一方で、広告の開示と同時に大きな責任と義務が生じることになり、国民に信頼される質の高い小児歯科医療を提供するためには専門医制度の充実が必要不可欠と考えております。そこで、日本小児歯科学会の常置委員会である専門医認定委員会が中心となり、小児歯科専門医の申請書の審査及び認定、登録及び認定証の交付を行なっております。現在、平成20年4月の本格実施に向け、専門医認定委員会の小委員会である専門医認定委員会作業部会（田中 光郎先生班、香西 克之先生班、藤原 卓先生班）において、専門医制度規則並びに施行細則、専門医試験施行細則、専門医制度教育研修記録簿、小児歯科専門医ガイドラインの作成を行っており、平成19年4月までにはすべての作業を完了させる予定です。

現在の専門医制度は移行期間中であり、そのため認定医取得者を対象に資格審査を実施しておりますが、平成20年4月からは専門医制度が本格実施となります。会員の皆様におかれましては、すでに専門医を取得し更新条件についての情報を必要とする方、移行期間中に認定医を取得し専門医を目指す方、本格実施において専門医を目指す方、認定医を継続する方など、それぞれの立場で必要となる情報は異なります。説明会では、専門医認定委員会の委員によって、すでに専門医を取得した方あるいは移行期間中に専門医を取得しようとする方を中心にした情報提供を行なう予定です。

また平成18年7月の理事会において、認定医の申請期限が平成18年8月から平成19年8月までとなり、1年間の延長が承認されました。そのため、移行期間中に認定医を取得した方が、どのようにして専門医を目指すのかを解説させていただきます。また、平成19年8月までに認定医を申請できない方は、平成20年4月から開始される本格実施において専門医を目指して頂くこととなりますが、平成20年4月までに準備しておくべき事項についても説明させていただきます。